

ほ ぞ ん ば ん
保存版



ほ ぞ し ゃ
保護者のみなさまへ

が っ こ う き ゅ う し ゅ く か ん し 学校給食に関するお知らせ

れい わ ね ん ど か い て い ば ん
＜令和5年度改訂版＞



い ば ら ざ い せ い し ょ う ね ん け ん ぜ ん い く せ い
茨木市青少年健全育成キャラクター
「ほっとけん！」

こ う ざ ふ り か え き ゅ う よ ふ り か え つ か
口座振替は、給与振替などに使われている

ね が
メインバンクでお願いします！

も う し こ み し ょ う い か く し ょ う が っ こ う て い し ゅ つ
申込書類は各小学校へご提出ください！

し り つ し ょ う が っ こ う ち ゅ う が っ こ う ざ い せ き し ん ぎ ゅ う て ん こ う
市立小学校・中学校に在籍しているあいだは、進級や転校をしても
口座の変更手続きは不要です。

し ん し ょ う が く ね ん せ い か く が っ こ う に ゅ う が く せ つ め い か い て い し ゅ つ
※新小学1年生は各学校の入学説明会※でご提出

し ゅ う が く じ け ん こ う し ん だ ん う け つ け
ください、就学時健康診断では受付できません。

が っ こ ろ じ っ し ご じ つ あ ら た あ ん ない
※ 1～2月頃実施、後日改めてご案内します



れいお ねんど ねんど
令和5年度（2023年度）



いばらきし しょうがっこうきゅう
茨木市の小学校給食

【パン】

- *無漂白小麦粉（一等粉）・脱脂粉乳・砂糖・塩
イースト・ショートニングの配合を基本に作っています。
- *保存料などは入っていません。
- *食パン・コッペパン・黒砂糖食パン・オリーブパン
パーカーパン・うずまきパンなどの種類があります。
- *献立によっていちごジャム・チーズなどがつきます。

【牛乳】

- *成分無調整の牛乳です。
- *1本200mLです。
- *飲むヨーグルト（180mL）
もあります。

【ごはん】

- *米は茨木市産を中心に国産米を使っています。
- *月2回程度、麦（大麦）ごはんを実施しています。
（米の10%の麦を入れています）
- *月1回程度、炊き込みごはんを実施しています。
- *炊飯は指定業者に委託しています。
- *献立によって味付けのり・ふりかけなどがつきます。

- *ごはんの量・パンの大きさは、低・中・高学年で異なります。
- *パンの日は、水曜日と第1、第3、第5月曜日です。
それ以外の曜日はごはんです。



【学校給食献立表】

- *前月に配布しています。献立の内容・主な食品の原材料について掲載しています。主な食品の原材料については、【毎月の献立表】および【4月の献立表の裏面】でご確認ください。

なお、これらに掲載されていない食品の原材料については、別途、お問い合わせください。

*今月の野菜

地場産の食品使用予定や有機栽培・特別栽培などの情報も掲載しています。

*テーマを設けた献立

テーマに沿った献立を月1回程度実施しています。本年度は、「日本の味めぐり」です。

- *このマークの献立は
鶏卵・うずら卵除去食の日です。

- *このマークの献立は
乳・乳製品除去食の日です。

- *このマークの献立は、2回目の揚げ油使用日です。

- アレルギー除去食申請書・学校生活管理指導表を提出した
児童に、これらのアレルゲンを
除去した給食を用意します。

- *このマークの献立は
スチームコンベクション
オーブンを使った献立です。
「焼く・蒸す」など、献立に
バラエティーをもたせること
ができます。

食について



1L) にかわる



【おかず】安全でおいしい給食を心がけています。

*旬の食材や季節の行事にゆかりのある献立を取り入れています。

*和風だしは「削り節」「出し削り」「昆布」「煮干し」などから取ります。

*シチューに使うルウは、小麦粉・バター・サラダ油で作っています。

また、献立により、ルウのかわりに米粉を使用しています。

(米粉のカレー・米粉のクリームシチューなど)

*ハム・ベーコンやかまぼこ・ちくわなどの加工食品は、可能な限り食品添加物が入っていないものを使用しています。

(原材料の詳細は、4月の献立表裏面に掲載しています。)

*調味料で使用する、しょうゆ・みそ・なたね油の大豆・なたねは、非遺伝子組み換えのものを使用しています。

*肉類や野菜類は、国産のものを使用しています。

使用する食材は、食材ごとに安全性を確認し、選定を行っています。

現在、国の放射性物質の規制値を上回る食品については、出荷制限がかけられています。大阪中央卸売市場では、さらに検査が行われています。

*食中毒予防のために、加熱調理を原則とし、衛生面にも十分配慮しています。

【食物アレルギーへの対応】

*「鶏卵・うずら卵・乳・乳製品」を基本とした除去食を実施しています。

詳細は、学校へお問い合わせください。

*医師から給食の全部、または一部を食べないように止められている場合は、給食費を減額します。(アレルギー等除去食申請書・学校生活管理指導表等、または主治医意見書・学校給食費減額申請書が必要です。)

詳細は、『学校給食の申し込みと給食費に関するお知らせ』のパンフレットをご覧ください。

*給食調理には、なたね油を使用しています。

*献立によっては、ごま油・オリーブオイルを使うこともあります。

*食物アレルギーなどで対応が必要な場合は、学校にお知らせください。

茨木市のホームページでは、学校給食について紹介しています。給食のレシピや、献立表もご覧いただけます。

茨木市 小学校給食

検索



給食についてのお問い合わせは、茨木市教育委員会学務課(TEL072-620-1681)へお願いします。

(令和5年2月 学校栄養士作成)

●学校給食費の手続きについて

学校給食の申込みについては、「学校給食申込書」の提出をお願いします。
「学校給食申込書」は、記入事項に変更がなければ市立小学校・中学校を卒業するまで有効です。

※振替口座などの変更が生じましたら、再度、「学校給食申込書」をご提出ください。

※市立小学校・中学校に在籍しているあいだは、進級や転校をしても口座の変更手続きは不要です。

学校給食申込書（1枚目）と口座振替納付依頼書（2枚目～4枚目）は、複写になっています。お手数ですが、お子さま1人ごとに、それぞれ、必要事項をご記入のうえ、**各学校に提出**をお願いします。

※6ページ以降に記入例がありますので、参考にしてください。



**期日までに学校給食申込書兼口座振替納付依頼書等を
がっこう
学校へ提出してください！！**

※新小学1年生は入学説明会でご提出ください。就学時健康診断では受付できません。

●給食費は何に使われているのでしょうか

保護者のみなさまからお支払いいただく学校給食費は、毎日の給食に使用する食材の購入費用に使っています。

※「学校給食法」では、給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに人件費等は設置者（市）の負担、その他の経費は保護者の負担となっており、市では食材費を勘案した額を給食費として保護者のみなさまにご負担いただいています。



● 小 学 校 の 給 食 費 は、 い く ら で し ょ う か

1 食 あたり、低学年（1・2年生）220円、中学年（3・4年生）230円、高学年（5・6年生）240円です。

年間195回（予定）の給食が実施された場合は、低学年42,900円、中学年44,850円、高学年46,800円です。給食の実施回数は学校（学年）によって異なります。

（令和5年度の内訳一覧）

学年	給食費	給食費内訳			
1・2年生	220円	パン	パン	牛乳	おかず
			48円	69円	103円
3・4年生	230円	ごはん	ごはん	牛乳	おかず
			60円	69円	91円
5・6年生	240円	パン	パン	牛乳	おかず
			53円	69円	118円
		ごはん	ごはん	牛乳	おかず
			69円	69円	102円



令和5年度の給食費は、物価高騰による経済的負担軽減のため無償化しています。

● 給 食 費 の 納 付 方 法 は

口座振替（口座引落）による納付となります。

当月分は翌月27日、残高不足等による再振替は翌々月の15日です。

単価×学校（学年）ごとの実施回数の実績額を徴収します。

納付は5月から翌年4月（9月を除く。8月分は9月分と併せて10月に振替えます）までの年11回に分けてお支払いいただきます。

口座振替は、市内に本支店のある16の金融機関が利用できます。下記の金融機関であれば、茨木市内・市外を問わず、いずれの支店の口座でも指定できます。

口座振替に係る手数料は、市が負担します。保護者のみなさまには、給食費（食材費を勘案した額）のみをご負担いただくことになります。

※ 口座振替手続きができる金融機関

三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都銀行、徳島大正銀行、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、茨木市農業協同組合、ゆうちょ銀行

給与振込口座などに使われている口座でお申し込みください。

がっこうきゅうしょくもうしこみしよおよ こうざふりかえのうふいらいしよ きにゅうほうほう 学校給食申込書及び口座振替納付依頼書の記入方法

がっこうきゅうしょくもうしこみしよおよ こうざふりかえのうふいらいしよ まいふくしゃ
学校給食申込書及び口座振替納付依頼書は4枚複写になっています。
 ぼーるぺん け ぼーるぺん ふか つよ きにゅう
ボールペン（消せるボールペンは不可）で強めに記入してください。
 おてすう こ ひとり がっこうきゅうしょくひ こうざふりかえ てつづ ひつよう
お手数ですが、お子さま1人ごとに学校給食費の口座振替の手続きが必要で
すので、よろしくお願ひします。

ていせい さい ていせいかしよ にじゅうせん け きんゆうきかんとどけでいん いんかん れ す こうざ ばあい
訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、金融機関届出印（印鑑レス口座の場合
 みと いん ていせいいん おういん
は認め印）を訂正印として押印してください。（2・3枚目も）

がっこうきゅうしょくもうしこみしよ きにゅうれい まいめ
学校給食申込書の記入例（1枚目）

まいめ ふくしゃ
4枚目まで複写になっているか
 かくにん ねが
確認をお願いします。

様式第1号（第4条関係） 茨木市学校給食申込書

（申込先）茨木市長
 学校給食の提供を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 太線枠内に必要事項を記入してください。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	茨木市立 □ □ □ 小学校	申込日	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
フリガナ	イハラキ タロウ	氏名	茨木 太郎
申込者 （学校給食費負担者）	茨木 一郎	生年月日	昭和 平成 西暦 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
フリガナ	イハラキ イチロウ	〒	567-8505
氏名	茨木 一郎	住所	茨木市駅前三丁目8番13号
		電話	(072) 622 - 8121

口座振替申込に
 次ページをご記入

〈茨木市学校給食の提供について〉

- 給食費

学 年	給食費（日額）
1・2年生	220円
3・4年生	230円
5・6年生 教職員	240円
- 納付方法
 当月分は翌月2日（ただし8月分は10月2日）に口座振替（口座引落）します。
 残高不足等による再振替は翌々月の5日です。
 再振替ができなかった場合は納付書を送付します。
- 給食費の減額
 食物アレルギー等の理由により給食を受けることができないため、牛乳・ヨーグルト・パン・
 米飯・おかずのいずれかの給食が実施されなくなったときは、その分が減額となります。
 減額を受けようとするときは、「茨木市学校給食費減額申請書」を市に提出してください。
- 給食を停止・再開する場合や、連続3日以上欠食する場合の届出
 ケガや病気等で長期欠席するとき又は市外の学校に転校するとき等、給食を停止又は再開
 するときは、「茨木市学校給食（停止・再開）届」を、給食を停止又は再開したい3日前（休
 日等を除く）までに、学校に提出してください。
 ただし、急な欠席や1～2日の短い欠席の場合は、給食の停止はできません。
- 提供期間
 特に申出がない限り、提供期間は在学期間中となります。
- その他
 給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付しない場合は、裁判所へ支払督促等の法的
 措置をとることがあります。

入力日	確認印	整理番号	日 附 印

給食提供内容が記載されていますのでお読みください。

にっちゅう れんらく でんわばんごう
日中連絡のつきやすい電話番号
 ききい ねが
の記載をお願いします。

じどうめい など がっこう がっきゅう しめい もうしこみしよ ほ ごしや しめい じゅうしょ でんわ まいめ
児童名等（学校、学級、氏名）・申込書（保護者氏名、住所、電話）については、2枚目
 い こう こうざふりかえのうふいらいしよ ふくしゃ
以降の口座振替納付依頼書に複写になります。

きにゅうれい しんいちねんせい
※記入例は、新一年生のものです。

こ ざいこうせい ばあい がくねん くみ しゅっせきばんごう きにゅう
お子さまが在校生の場合は、学年、組、出席番号をご記入ください。

② ゆうちょ銀行の場合

(様式第1号A) 茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書 自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

児童名等 (学校、学級)		茨木市立 ☐ ☐ ☐ 小学校		申込日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
プリガナ		イバラキ イチロウ		氏名	茨木 太郎	
納付義務者 (保護者等)		氏名 茨木 一郎		生年月日	昭和(平成・西暦) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
プリガナ		イバラキ イチロウ		住所	(〒567-8505) 茨木市駅前三丁目8番13号	
電話		(072) 622-8121				
指定預(貯)金口座	銀行・信金・信組・労働金庫・農協 本店・支店・支所・出張所					
※金融機関又はゆうちょ銀行いずれかの欄に記入	ゆうちょ銀行	金融機関コード				
金融機関コード	普通 ①		当座 ②	支店コード		
預金種目	①		②	口座番号(右づめ)		
ゆうちょ銀行	記号(の特典がある場合は③欄に記入して下さい)		番号(おがしあてに記入ください。③欄に記入した場合は④欄に記入してください。)	金融機関届出印		
1	4	0	9	0	8	7
6	5	4	3	2	1	
ゆうちょ銀行	プリガナ イバラキ イチロウ		(〒567-8505) (電話 072-622-8121)		茨木	
口座名義人	氏名 茨木 一郎		住所 茨木市駅前三丁目8番13号		3枚目も押印	
種目コード	納期コード	払込先加入者名	払込先口座番号	年月		
166	30	茨木市会計管理者	00980-1-960936	月から		

きんゆうき かんとうけいでん お
金融機関届出印を押してください。
まいめ わす お
3枚目にも忘れずに押してください。
いん せんめい お
印は鮮明に押してください。
※印鑑レス口座の場合はかわりに
にんしん いん あとめいん お
任意の印(認め印)を押してください。

きんゆうき ひきおと きぼう こうざ
給食費の引落しを希望する口座を
きにゆう
ご記入ください。
ほごしゃ こうざ か
(保護者口座でなくても可)

じどう まい いばらきしつしゅうがっこう かよ こ ふたり まい こうざふりかえのうふ
児童ごとに1枚(茨木市立小学校に通うお子さまが2人のときは2枚)の口座振替納付
いらいしよ きにゆう
依頼書をご記入ください。

じどうめいなど がっこう がっきゅう しめい のうふぎむしゃ ほごしゃなどしめい じゅうしょ でんわ
児童名等(学校、学級、氏名)・納付義務者(保護者等氏名、住所、電話)については、
がっこうきんゆうしよくもうしこみしよ きにゆう ふくしゃ きにゆう ひつよう
『学校給食申込書』の記入により複写となっていますので、記入の必要はありません。

※期日までに、各学校へご提出ください。新小学1年生は入学説明会でご提出
ださい。就学時健康診断では受付できません。

※後日、保護者控えを学校から返却しますので、4枚目を切り離さないでくださ
い。

● いばらきしがっこうきゅうしょく ていし さいかい とどけ
茨木市学校給食（停止・再開）届

ちょうきけつせき てんしゅつなど きゅうしょく ちゅうし きゅうしょく さいかい ばあい
 長期欠席や転出等で給食を中止、または給食を再開する場合は、
 わす とどけで
 忘れずに届出を！！

がっこうきゅうしょく ていし きゅうじつ のぞ れんぞくみつ かいじょう ばあい けが
 学校給食を停止（休日を除く連続3日以上）しようとする場合は、ケガや
 びょうき ちょうきけつせき てんこう ていし ひ へいじつ
 病気で長期欠席するときや転校するときは、停止しようとする日の平日の
 みっかまえ た りゅう ぜんげつ にち がっこうきゅうしょくていし
 3日前まで、その他の理由によるときは、前月の15日までに、「学校給食停止
 （再開）届」を学校に提出してください。

また、停止していた給食を再開したい場合も、給食を再開したい日の平日
 みっかまえ がっこうきゅうしょくていし さいかい とどけ がっこう ていしゅつ
 3日前までに「学校給食停止（再開）届」を学校に提出してください。

※届出書（様式第6号）、申請書（様式第4号）は学校にあります。

また、市ホームページのトップページの「オンラインサービス」内の
 「小学校給食に関する申請書・届出書等」からもダウンロードできます。

※ 給食を止める手続きをされない場合は、給食費はそのまま請求されま
すので、ご注意ください。

※再開の手続きが遅れますと、給食を提供できない日が発生しますので、
 ご注意ください。

※提出日から食材発注停止まで2日間を要するため、平日3日前までに手
 続きしてください。

様式第6号（第10条関係）

〇〇年 5 月 20 日

茨木市学校給食（停止・再開）届

（届出先）茨木市長

保護者等
 （学校給食費負担者）

住 所 茨木市駅前三丁目 8-13

氏 名 駅前 太郎

電話番号 072-620-1681

学校給食を（停止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	フリガナ	茨木市立 中央 小学校	1 年 2 組 8 番
	氏 名	駅前 花子	
停止するとき	1	傷 病	
	2	転 出 ・ 私立小学校への転校	
	3	その他	
停止予定期間	〇〇年 6 月 1 日 から 〇〇年 7 月 17 日 まで		
再開するとき	再開予定日	年 月 日	

いばらきしがっこうきゅうしょくひげんがくしんせいしよ **茨木市学校給食費減額申請書**

アレルギー等で給食を全部または一部中止するときは、申請を！！

食物アレルギー等で年間を通じて給食を全部または一部食べられない場合は、主治医の指示等の情報について、学校と十分に相談をしていただき、「学校給食費減額申請書」を学校に提出してください。新入生のかたは、できるだけ入学式までに申請書の提出をお願いします。申請により、給食の全部、または一部（給食区分ごと）を食べない場合は、その分の学校給食費は徴収しません。

※食物アレルギー等で中止される方は主治医の学校生活管理指導表の提出が必要です。

※おかずの一部にアレルギー原因食品があってそれを食べなくても、他のおかずを食べる場合は、おかず代は徴収します。

※有効期間（期限）は翌年3月までですので、毎年申請してください。

※提出日から食材発注停止まで2日間を要するため、平日3日前までに手続してください。

様式第4号（第9条関係）

〇〇年4月1日

茨木市学校給食費減額申請書

（申請先）茨木市長

保護者等
（学校給食費負担者）

住所 茨木市駅前三丁目8-13
 氏名 えきまえ たろう
 電話番号 072-620-1681

学校給食費の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	学校名	茨木市立 中央 小学校	1 年 2 組 8 番
	フリガナ	えきまえ はなこ	
	氏 名	駅前 花子	
中止を希望する日	中止を希望する給食区分		
毎 日	1 ごはん	2 パン	3 おかず
献立に特定の食材 が含まれている日	1 ごはん	2 パン	3 おかず
中止の理由	1. 食物アレルギーのため （アレルギー品目：小麦、乳、えび） 2. その他		
中止希望期間	〇〇年4月18日から 〇〇年3月31日まで		

備考

- 「中止の理由」が食物アレルギーによる場合は学校生活管理指導表を、その他の理由による場合は医師の診断書等内容が分かる書類を添付してください。
- 「中止を希望する給食区分」の該当する番号に○印を付けてください。該当する番号が複数ある場合は、その全てに○印を付けてください。
- 「おかず」の中止は、全てのおかずを中止する場合のみに○印を付けてください。
- 「献立に特定の食材が含まれている日」を中止する場合は、通学している学校に、中止する日を報告してください。



給食費に関するQ&A

Q1 いくら払えばいいか、お知らせはいつ頃来ますか？

A1 5月中旬頃に、学校を通じて「納付額決定通知書」をお配りする予定です。その通知書には、お支払いいただく給食費の額や納期限が記載されていますので、ご確認ください。

Q2 PTA会費や教材費も給食費と一緒に市が徴収するのですか？

A2 PTA会費や教材費、校外活動費、修学旅行積立金などの学校徴収金は、学校ごとに種類や時期、金額等が異なるため、市ではなく学校で徴収を行います。

Q3 保護者名と口座名義人が違っていても、手続きはできますか？

A3 可能です。

Q4 口座振替が残高不足等で引落しができなかった場合はどうなりますか？

A4 毎月、27日に前月分の給食費の口座振替（口座引落）をします。残高不足等により引落不能となった場合は翌月の15日に再振替します。再振替でも引落不能となった場合は、学校を通じて督促状とともに納付書をお渡しします。納期限までに、金融機関窓口の開設時間内に、納付書を使って納付していただくことになりますので、お仕事やご家庭の都合など、平日の日中に金融機関窓口へ行く時間が取れない方は、給与振込口座などに使われている口座をご指定いただくことをお勧めいたします。

Q5 納付書はコンビニで支払えますか？

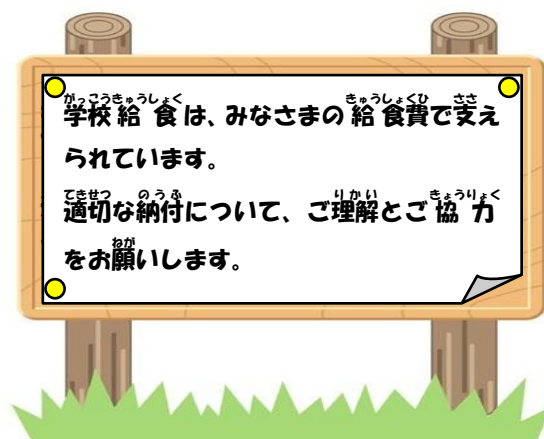
A5 コンビニでの納付（支払）には対応しておりません。
市指定金融機関窓口でのお支払いをお願いいたします。

- Q6 経済的に給食費を負担することが困難です。どうしたらよいでしょうか？
- A6 前年中の一世帯あたりの所得総額が、所得基準額以下のご家庭や、基準額を超える場合でも、特別な事情により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。お子さまが通う学校、あるいは教育委員会学務課学事係（TEL072-620-1684）に一度ご相談ください。

- Q7 学校にお金を持って行ってもいいですか？
- A7 学校では現金のお預かりはいたしません。なお、特別の事情がある場合は、学校または、教育委員会学務課保健給食係（TEL072-620-1681）までご連絡ください。

- Q8 口座振替納付依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？
- A8 口座振替納付依頼書は、各学校にありますので、お申し出ください。

- Q9 給食費をずっと滞納しているとどうなりますか？
- A9 納付いただけない方に対しては、納付されている方との負担の公平性の確保と財政上の収入の確保に必要な取組みとして、裁判所に対し、支払督促等を申立てる法的措置を行います。



お問い合わせ先

茨木市教育委員会

学務課 給食費担当

電話 072-620-1681

就学援助担当

電話 072-620-1684

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyoikusoumu/gakumu/index.html>

令和5年10月発行